平成２７年（フ）第１０２１号
千葉県船橋市前原西４丁目９番16号
債務者　曽雌　英一
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７３号
長野市西和田１丁目37番20号
債務者　七ツ矢信昭
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
長野市上松４丁目26番19号
債務者　山崎　　翔
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
高知県香美市土佐山田町宝町２丁目14番４号
債務者　藤川　　幸
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６８２号
札幌市白石区東札幌２条４丁目８番27号
債務者　岡部　昭雄
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３１号
札幌市東区北24条東15丁目３番14号　サニープレイス24―305号
債務者　福嶋　征雄
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４３号
札幌市豊平区平岸３条９丁目13番１―306号
債務者　相馬　美保（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８５６号
札幌市白石区本通12丁目南２番１号　メトロ12―102号
債務者　出渕　　愛（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６５号
札幌市豊平区中の島１条７丁目１番１―1013号
債務者　野上　隆昭
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６６号
札幌市豊平区中の島１条７丁目１番１―1013号
債務者　野上　宏子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７７号
札幌市白石区栄通18丁目４番16―17号
債務者　宮嶋二三夫
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９２号
札幌市白石区北郷２条４丁目６番40―303号
債務者　佐藤　美友
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７号
北海道虻田郡ニセコ町字富士見31番地42
債務者　水口　和夫
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１３８号
盛岡市東安庭３丁目16番10号　松ノ蔵50鶴、申立時の住所盛岡市東安庭１丁目20番７号
債務者　小川　匡子（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２５１号
群馬県渋川市石原1538番地１
債務者　新井　雄平
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７２号
群馬県前橋市城東町４丁目５番13―203号　モリハイツⅠ
債務者　中沢　秋子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１０号
群馬県伊勢崎市宮子町3624番地19
債務者　佐藤　友紀（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９１３号
千葉県船橋市咲が丘４丁目34番13棟302号
債務者　白石みさき
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係